

令和5年7月24日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

有限会社 西本設備

期間: 令和5年7月24日から令和5年10月23日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

有限会社 西本設備が、落札決定後に契約辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長

おおぎり
大桐

あつひこ
敦彦

(内線 2511)

総務部契約課建設専門官

いそかわ
磯川

けんいち
健一

(内線 2512)

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長

たくわ
宅和

ゆうじ
祐治

(内線 6310)

総務部経理調達課長補佐

のぐち
野口

みちひさ
道久

(内線 6313)

令和5年7月24日
近畿地方整備局

有限会社 西本設備に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

有限会社 西本設備は豊岡河川国道事務所発注の「豊岡道路戸牧地区消融雪設備新設工事」を令和5年6月8日に落札したが、落札決定後に工事の一部を下請け契約に出す際の下請負金額が建設業法上の範囲を逸脱することが判明し、このままで工事を履行することは出来ないとして令和5年6月15日に契約を辞退した。

2. 指名停止措置理由

有限会社 西本設備が落札決定した案件について契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：兵庫県美方郡香美町香住区森283

有限会社 西本設備

代表取締役 西本 貴士

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年7月24日から令和5年10月23日まで(3ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。